

令和5年第11回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和5年11月24日(金) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後2時00分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信		議事参与制限委員数	なし		傍聴者数	1名		
出席した事務局職員		事務局長：堀口 二三夫 事務局長補佐：高橋 和宏 主事補：月岡 颯空 経済観光課農政担当主査：吉田 拓二							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	松原 良治	○	9	藤牧 重徳	○	推4	西口 学	○
	2	原口 幸雄	○	10	坂本 等	欠	推5	福嶋 志信	○
	3	長谷川 隆	○	11	野村 清太郎	○	推6	安達 彰	○
	4	四方田 芳泰	○	12	佐藤 文雄	○	推7	町田 貴	○
	5	町田 雅文	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	伊藤 光雄	○
	6	松本 由紀子	○	推1	金井 豊	○	推9	筑 幸広	○
	7	関根 豊	○	推2	堀内 康男	○	推10	新井 美範	○
	8	木村 豊	○	推3	金井 眞澄	○	推11	須川 朋和	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
	議 長	<p>ただいまから、令和5年第11回農業委員会の総会を開会いたします。 出席委員は、13名中12名の出席です。定足数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
議事 日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人を指名します。 議事録署名人は、2番 原口 委員、3番 長谷川 委員をお願いいたします。 書記は、事務局の高橋君、月岡君を指名いたします。</p>
日程第2 第32号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請 について	議 長	<p>続きまして、日程第2に移ります。 第32号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について を議題とします。 農地法第5条第3項の規定により、別紙計画変更申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出する ものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。 本案件は、今年4月の総会で審議し、6月に県の許可を受けました砂利採取事業に係る「運搬路、表 土置場、沈殿池」の計画変更申請になります。 申請地につきましては、〇〇（株）のプラントの南方およそ150mの位置に広がる農振農用地区域 内の農地です。詳しくは議案書4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。 計画変更の内容としましては、今回の砂利採取計画では、採取場付近で実施したボーリング調査を基</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第3 第33号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</p>		<p>に表土及び中間土の層の厚さを60cmと見込んでおりましたが、実際に採掘したところ平均1mを超える厚さがあったほか、原石層の下部にも泥層が見られるため、表土置場にたい積する土量が当初の計画から大きく増加し、既存の表土置場では置ききれない状況にあることから、新たな表土置場を追加申請するものです。</p> <p>なお、一時転用の期間については、砂利採取の許可期限にあわせ、令和6年6月5日までとなっております。計画の全容については、6ページの土地利用計画図と、別添の詳細図をご確認ください。説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	議 長	<p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p>
	藤牧委員	<p>特に意見はありません。問題ないと思います。</p>
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p>
	議 長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に入ります。</p> <p>第32号議案1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第32号議案1番については、承認相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>
	議 長	<p>続きまして、日程第3に移ります。</p> <p>第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。</p> <p>農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するも</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第4 第34号議案 神川町農業振興地域整備 計画の変更について</p>	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。 申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕</p>
	議 長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に入ります。 第33号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第33号議案1番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>
	議 長	<p>続きまして、日程第4に移ります。 第34号議案 神川町農業振興地域整備計画の変更について を議題とします。 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、別冊計画変更に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。 事務局は説明をお願いします。</p>
	農政担当	<p>第34号議案、農業振興地域整備計画の変更について、農政担当、吉田より説明させていただきます。 まず、説明の前に資料の訂正をお願いいたします。 〔訂正について説明〕 それでは、「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会説明資料」をご覧ください。今回の案件は分家住宅の1件です。 申請地は前回5月に申請のあった〇〇さんの申請地から200mほど東側になります。 申請者は〇〇さん。農地の所有者の〇〇さんは、〇〇さんの伯父にあたります。伯父の農地に分家住宅として住宅を建てるための除外申請です。 家族構成は申請者夫婦と子供の3大家族で、昨年末に子供ができ、子供の成長とともにアパートが手</p>

会議事項	発言者	顛末
		<p>狭となったことから、妻の両親の住む住宅の隣に分家住宅の計画を立てたとのこと。</p> <p>申請面積は330㎡で、申請地の北側と東側に農地を残し、伯父と一緒に耕作する予定です。</p> <p>6ページの配置図を見ますと、申請地の南側には歩道と車道の上にフェンスがありますが、出入口部分のフェンスを撤去することを道路管理者である建設課と協議済みとのこと。また、農地台帳等を確認し他に候補地が無いことを確認しています。</p> <p>今回の申請にあたり、所有者、隣地からの同意も得られており、周辺農地への支障ありません。こちらは旧神川東部土地改良区で平成7年に面的工事を実施した区域です。</p> <p>概要については以上でございます。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
	議 長	1番について、地区担当の委員からご意見があればお願ひします。
	藤牧委員	特にありません。
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>第34号議案1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	原口委員	これは叔父さんの土地を借りるということですが、賃貸契約のようなものはあるのでしょうか。
	農政担当	親族ですので契約書は無いと思います。町もそこまでは求めていません。
	原口委員	将来この土地のことで問題が生じることはないでしょうか。
	農政担当	親族間でよく話し合ったうえで申請されていると伺っておりますので大丈夫だと思います。

会議事項	発言者	顛末
	佐藤委員	質問という訳ではないですが、今回は随分と添付資料が付いていますが、今まではこんなについて無かったと思うのですが、今までどおり事務局で確認した細かい資料は説明で話していただければ良いと思うのですがいかがでしょうか。
	農政担当	承知しました。
	佐藤委員	今回は名寄帳もついているので確認ですが、農振除外は白地農地があればその農地を使うよう誘導すると思いますが、これに載っているほかの農地は全部青地ということでしょうか。
	農政担当	はい。そのとおりです。
	木村委員	今回は農家証明もついています、これはどのような意味があるのでしょうか。
	農政担当	所有者の〇〇さんが農家である証明になります。
	木村委員	農家でなくても、3親等以内の分家住宅は除外を認めていると思います。農家証明は、農家住宅や倉庫などを建てる際に付けていたのではないかと思うのですが、今回なぜ必要なのですか。
	農政担当	基盤整備後の8年縛りの期間は農家以外の分家は認められず証明が必要でしたが、8年以上経過した今となっては不要かもしれません。あるほうが分かりやすいかと思い添付しています。
	木村委員	では、農家でない方の所有地で分家の除外は認めないのですか。
	農政担当	いえ、認められます。

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第5 議案第35号 神川町農業委員会会議規則の一部を改正する規則について</p>	木村委員	<p>それでしたら、この書類は不要ではないでしょうか。</p>
	農政担当	<p>おっしゃるとおり、今回は提出不要な書類です。除外申請の必要書類一覧の中に記載がありますので、申請者が用意いただいたものです。</p>
	議 長	<p>農家証明は農業委員会の証明なので、用途を確認して不要なものであれば窓口で不要だと伝えてあげたほうが良いのではないですか。</p>
	事務局/農政担当	<p>承知しました。</p>
	議 長	<p>ほかにありますか。無いようなので採決に入ります。 第34号議案について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第34号議案については異議なしと回答いたします。</p>
	議長	<p>続きまして、日程第5に移ります。 第35号議案 神川町農業委員会会議規則の一部を改正する規則について を議題とします。 行政手続における押印の見直しに伴い、所要の改正をしたいのでこの案を提出するものです。 事務局は説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>議案書10ページをご覧ください。 本議案につきましては、町の「申請書等の押印見直し判断基準」に基づき、当該規則における押印の見直しを行い、所要の改正をするものです。</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第6 議案第36号 神川町農業委員会の農地 利用最適化推進委員の選 任に関する規則の一部を 改正する規則について</p>	議長	<p>改正内容としましては、第13条に議事録の規定がされており、第2項中、「署名押印」の「押印」を削除し、「署名」のみに改めるものです。詳しくは、説明資料にお付けした新旧対照表をご覧ください。説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	議長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。 第35号議案について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕</p>
	議長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に入ります。 第35号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第35号議案については原案のとおり決定いたします。</p>
	議長	<p>続きまして、日程第5に移ります。 第36号議案 神川町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則について を議題とします。 行政手続における押印の見直しに伴い、所要の改正をしたいのでこの案を提出するものです。 事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書11ページをご覧ください。 本議案につきましても、町の「申請書等の押印見直し判断基準」に基づき、当該規則における押印の見直しを行い、所要の改正をするものです。 改正内容としましては、第5条及び第6条に規定される推薦書及び応募書の様式第1号から様式第3号中の「㊟」を削り、「印」を「(署名又は記名押印)」に改めるものです。詳しくは、説明資料にお付けした新旧対照表をご覧ください。</p>	

会議事項	発言者	顛末
その他		説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。
	議長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>第36号議案について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p>
	議長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に入ります。</p> <p>第36号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議長	全員賛成ということで、第36号議案については原案のとおり決定いたします。
	議長	<p>以上で全ての議案審議が終了しました。慎重審議ありがとうございました。</p> <p>報告事項はありませんので、最後にその他になります。事務局より申し上げます。</p>
閉会	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・第12回農業委員会総会について ・委員手帳の配布について
	議長	<p>以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会といたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>